

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 福島県選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を選任した件

三

三

二

二

一

一

した件

- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会場の場所及び日時を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における繰上投票を行う投票区及びその投票期日を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を選任した件
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会場の場所及び日時

四

四

四

三

三

三

三

三

を定めた件

四一

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第四十五号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者
	住所氏名	住所氏名	
福島県第一区	福島市蓬萊町七丁目六番一三三	横井 孝夫	福島市渡利字大久保三二番地の一
福島県第二区	郡山市神明町三五番	大河原 薫	福島市土船字鍵合内二五番地
福島県第三区	白河市会津町三三番地の七	鈴木登三雄	福島市清明町二番二〇号
福島県第四区	会津若松市城西町一番七六号	森合 正典	会津若松市城西町一番七六号
福島県第五区	いわき市内郷高坂町箕ヶ作一七番地の一	二瓶辰右エ	いわき市内郷高坂町箕ヶ作一七番地の一

#### 福島県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十一年八月十八日

選挙長の事務を取り扱う場所

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
福島県第一区	福島市杉妻町五番七五号 福島県北地方振興局
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県中地方振興局
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県南地方振興局
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

立候補の届出を受理する場所

選挙区	立候補の届出を受理する場所
福島県第一区	福島市杉妻町五番七五号 福島県庁東分庁舎一号館二階二〇一会議室
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県郡山合同庁舎南分庁舎一階第二会議室
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県白河合同庁舎大会議室
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

- 一 届出の種類
- 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
  - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
  - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
福島県第一区	福島市杉妻町五番七五号 福島県北地方振興局
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県中地方振興局
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県南地方振興局
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号 福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、各選挙区における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島県第一区	福島市杉妻町五番七五号 福島県庁東分庁舎一号館二階二〇三会議室	平成二十二年九月二日 午前一一時
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県郡山合同庁舎南分庁舎一階第二会議室	同
福島県	白河字昭和町 福島県白河合同庁舎三〇	同

第三区	二六九番地	三会議室	
福島県 第四区	会津若松市追 手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎 新館二階大会議室	同
福島県 第五区	いわき市平字 梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎四 階大会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十一年八月十八日午後六時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務局

福島県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党的政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十一年八月十八日午後六時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務局

福島県選挙管理委員会告示第五十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 選挙分会長

本宮市荒井字新介二十九番地 菊地 俊彦

二 選挙分会長の職務を代理すべき者

福島市北沢又字川寒二番地の七 長谷川 哲也

福島県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙分会長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号  
福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務局

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会場の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により、次のとおり定めた。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階応接室

二 日時 平成二十一年九月二日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十一年八月十八日午後七時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務局

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。  
平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

市 町 村 名	投票 区 名	繰 上 投 票 期 日
檜 枝 岐 村	尾 瀬 投 票 区	平 成 二 十 一 年 八 月 二 九 日

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第一号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙区 制限額

- 福島県第一区 二五、五二六、九〇〇円
- 福島県第二区 二四、三四五、一〇〇円
- 福島県第三区 二三、五八一、四〇〇円
- 福島県第四区 二二、七七五、一〇〇円
- 福島県第五区 二四、二六五、八〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十一年八月十七日現在において、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、三二六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四四、三八一
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三三、三二六

一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	伊達郡	安達郡	岩瀬郡	南会津郡	耶麻郡	河沼郡	大沼郡	西白河郡	東白河郡	石川郡	田村郡	双葉郡	相馬郡	選挙区	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	原町市	須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市
	二九、七九七	一八、三〇五	八、五四一	八、七六八	一四、〇六三	九、三六〇	八、五七九	一八、〇四三	九、八四四	一、四三六	二〇、〇二三	一九、九七三	一〇、九二二	七八、九二九	三一、六九二	八九、〇九七	九四、八二三	一一、六六五	一一、七五二	一八、〇三七	九、二〇九	一〇、四二〇	九、一五六	

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十六条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 審査分会長 伊達郡桑折町字本町六番地 安斎 利昭
- 二 審査分会長の職務を代理すべき者 福島市太平寺毘沙門堂二十五番地の一 尾形 淳一

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所及び日時を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第二十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十一年八月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階応接室
- 二 日時 平成二十一年九月二日午前十一時三十分

